

**国保**

10月1日から

**被保険者証が**

**新しくなります**



みなさんが現在使っている国民健康保険の保険証(被保険者証)は、九月三十日で有効期限が切れます。

市では、十月一日から使用する新しい被保険者証への切り替えを次の日程(左表)で行いますので、国民健康保険に加入している方は忘れずに受けとってください。

受付月日	対象地区	引替場所
9月25日(月)	清滝1・2・3・4丁目	清滝公民館
9月26日(火)	上記以外の清滝地区、細尾	
9月27日(水)	中宮祠・湯元	中宮祠出張所
9月27日(水)	東町地区(上鉢石町～宝殿)	日光市研修センター (市役所東となり)
9月28日(木)	西町地区(萩垣面～久次良町)	
9月29日(金)	所野、七里、野口、和泉、山久保	

・受付は、午前9時～午後5時までです。  
 ・小来川地区は、納付組合(自治会)代表者を通して交付いたします。

なお、納付組合(自治会、婦人会、小来川地区など)に加入している方は、組合代表者を通してお渡しいたします。引き替えには、印鑑と現在使用中の保険者証(印、保険者証も含む)を必ず持参してください。

また、指定された日時に都合の悪い方は、引替日程が終

了する九月三十日以後に、直接保健衛生課で引き替えてください。

ただし、いままでの被保険者証は、十月一日以降の使用ができなくなりますので、ご注意ください。

**国民健康保険料を滞納したままの方**

昭和六十三年度に改正された国民健康保険法によって、特別な事情がないのに保険料を滞納している方は、被保険者証を返していただくことになり、十月一日から使用する被保険者証も受けられないこととなります。

その場合、代わりに「資格証明書」を交付しますが、医療費はいったん全額支払うこととなります。(支払った医療費のうち保険診療の対象となる額については、滞納している保険料を納付してから払い戻されます)

これは、国保加入者の不公平をなくすための制度です。滞納保険料の一括納付が困難な方は、保健衛生課国民健康保険係(☎五四一―一一内線二四四)で分割納付などをご相談ください。

**紙上 施設めぐり**

**「日光木彫りの里 工芸センター」**



今月は、昨年九月、小倉山にオープンした「日光彫りの里工芸センター」をご紹介します。

小倉山森林公園の中心にあり、日光の伝統工芸品で

ある日光彫の紹介をメインにした展示館で、一階には森林とのふれあいをテーマに、日光に自生している樹木約四〇種を展示し、原木をじかに手でふれることができる「樹木コーナー」と、現在市販されている日光彫製品を紹介する「日光彫コーナー」のほか、「実演室」には日光彫の専門家が常駐し、いつでも日光彫の妙技を見ることが出来ます。

実演室の隣の「木工芸室」では、壁掛や菓子器・手鏡などに、日光彫を体験することができ、前記の専門家の指導で、日光彫独特の線彫用の道具「ヒツカキ」を使って、オリジナルの日光彫作品を作る

ことのできることで、同室で開いている日光彫教室とともに好評を得ています。

一階には、このほか、近くの市営テニスコートなどを利用する方のためのシャワー付きの男女更衣室や小会議室などもあります。

二階には「日光彫」「日光堆朱塗」「日光下駄」「日光茶道具」などのすばらしい作品のほか、素材から完成品までの工程や日光彫の道具などが一目でわかる「伝統工芸展示コーナー」と「談話コーナー」があり、開館以来、十一月で延べ約二万七千人が訪れています。(木曜休館 ☎五三〇〇七〇)



▶直接講師からの指導が受けられる日光彫教室  
 ▲小倉山森林公園の中核施設の同センター